

○公立大学法人福岡県立大学職員給与規程

法人規程第 14 号
平成 18 年 4 月 1 日

(目的等)

第 1 条 この規程は、公立大学法人福岡県立大学職員就業規則（平成 18 年法人規程第 10 号。以下「就業規則」という。）第 28 条の規定に基づき、公立大学法人福岡県立大学（以下「法人」という。）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）その他の関係法令及び労使協定の定めるところによる。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、就業規則第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する職員であって、公立大学法人福岡県立大学教員年俸規程（平成 18 年法人規程第 15 号）の適用を受ける職員以外の職員について適用する。

(給与の種類)

第 3 条 この規程による給与は、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、産業医手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、入学試験問題作成手当、教員免許状更新講習手当、期末手当及び勤勉手当並びに報奨金とする。

(給与の支払)

第 4 条 この規程に基づく給与は、次条第 2 項に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。

2 給与は、職員の申出により、口座振込の方法により支払うことができる。

3 給与を支払う場合においては、源泉徴収に係る所得税額その他法令に定めるもののほか、労基法第 24 条に基づく協定に定めるところにより、職員の給与から次に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

(1) 職員宿舍の貸付料及び職員宿舍の使用に伴い法人に納付すべき経費のうち理事長が別に定めるもの

(2) 一般財団法人福岡県職員互助会に係る掛金、月賦購入代金の弁済金及びあっせん商品代金の弁済金

(3) 一般財団法人福岡県教職員互助会に係る掛金、特別弔慰金積立金、火災見舞金積立金及び貸付償還金

(4) 前各号に掲げるもののほか、労基法第 24 条に基づく協定に定めるもの

4 第 2 項の規定により給与を支払う場合においては、前項各号に掲げるものを、当該職員の申出に基づき、当該口座振替の方法による支払い金額を金融機関に通知するものとする。

(給料)

第 5 条 給料は、正規の勤務時間（公立大学法人福岡県立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成 18 年法人規程第 21 号。以下「勤務時間規程」という。）第 11 条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬であって、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、産業医手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、入学試験問題作成手当、教員免許状更新講習手当、期末手当及び勤勉手当並びに報奨金を除いたものとする。

2 宿舍、食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸与さ

れる場合においては、理事長が別に定めるところにより、その職員の給料月額を調整することができる。

(給料表)

第6条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 教育職給料表(別表第1)

(2) 事務職給料表(別表第2)

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表(別表第3)によるものとする。

3 理事長は、すべての職員の職を前項の級別標準職務表に定める基準に従い第1項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付し、同項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第7条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、55歳(教育職給料表の適用を受ける職員にあつては、57歳)を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 休職のため勤務しなかった職員が復職し、公立大学法人福岡県立大学出向規程(平成18年法人規程第27号)に基づき出向していた職員が職務に復帰し、又は休暇若しくは休業のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、理事長の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

9 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給料の支給方法)

第8条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の初日から末日までとする。

2 給料の支給日は毎月21日とし、その日が日曜日、土曜日又は祝日等(勤務時間規程第8条第3号及び第4号に掲げる日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日等でない日に支給する。

3 職員が職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、給与期間中給料の支給日前であっても、請求の日までの給料を日割計算によりその際支給する。

4 前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、理事長は給料の支給日を変更することができる。

第9条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額はその期間の現日数から勤務時間規程第6条、第8条及び第9条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

第10条 給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して、著しく特殊な職員に対し適当でないと認めるときは、調整前における給料月額の100分の25を超えない範囲内で、給料月額につき適正な給料の調整額を支給する。

2 給料の調整を行う職員の職は次の表の左欄に掲げる職員の占める職とし、給料の調整額は、その職を占める職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第4に掲げる調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者について次の表の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

職員の職	調整数
(1) 大学院研究科の授業を常時担当する教授、准教授、講師又は助教（以下「大学院担当教員」という。）のうち、大学院研究科の博士課程（前期及び後期の課程に区分される場合は、博士後期課程）を担当する者	2
(2) 大学院担当教員（(1)に掲げる者を除く。） (3) 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助手で理事長が別に定めるもの	1
(4) 大学院担当教員（(2)及び(3)に掲げる者を除く。）	0.5 ～ 0.1

3 給料の調整額は、給料の一部とする。

4 前3項に定めるもののほか、給料の調整額に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(初任給調整手当)

第11条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が定めるものに新たに採用された職員には、月額50,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後理事長が定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(管理職手当)

第12条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちでその職務の特殊性

に基づき理事長が指定するものについて、その職を占める職員の属する職務の級における最高の号級の給料月額に100分の23を乗じて得た額以内の額を理事長が別に定めるところにより管理職手当として支給する。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障がい者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族である子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族である父母等については1人につき6,500円（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものにあつては、3,500円）とする。

4 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,200円に当該期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は理事長が別に定める。

(被扶養者に関する届出)

第14条 削除

(地域手当)

第15条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して支給するものとし、その月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の5.4を乗じて得た額を超えない範囲内で理事長が別に定める額を月額として職員に支給する。

(住居手当)

第16条 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次項において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人が職員を居住させるため設置した住宅（単身者のための施設を含む。）の貸付けを受け、貸付料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。）には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する月額の住居手当を支給する。

(1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

2 第18条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（法人が職員を居住させるため設置した住宅その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、第1項各号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の住居手当を支給する。

3 第1項に規定する職員のうち前項に規定する職員でもあるものの住居手当の額は、これらの規定にかかわらず、第1項の規定による額及び前項の規定による額の合計額とする。

4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等を利用し、その利用にかかる特別料金等を負担する場合にあっては、併せて理事長が別に定めるところにより算出した当該特別料金等を含む。以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、月の1日からその月以後の月の末日までの期間であって6か月を超えない範囲内で理事長が別に定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額（支給対象期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める職員にあっては、理事長が定める額）に支給対象期間の月数を乗じて得た額

イ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満である職員 2,000円

ロ イに掲げる職員以外の職員 3,100円に片道の自動車等の使用距離2キロメートル以上の距離2キロメートルにつき1,100円を加算した額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額、運賃等相当額又は前号に掲げる額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で理事長が特に必要と認めるもののうち、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額（以下「新幹線鉄道等利用者の通勤手当の額」という。）は、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額と、

それぞれ運賃等相当額又は運賃等相当額及び同項第2号に掲げる額との合計額とする。

- 4 支給対象期間の通勤手当の支給をした後において、理事長が別に定める事由により、当該支給対象期間の通勤の実情に変更を生ずることとなった職員については、理事長が別に定めるところにより算出した額を追給し、又は返納させるものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

第18条 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000 円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(産業医手当)

第18条の2 産業医手当は、公立大学法人福岡県立大学安全衛生管理規程（平成18年法人規程第28号）第6条に規定する産業医が同条に規定する業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、月額10,000円とする。

(給与の減額)

第19条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第11条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、祝日等（勤務時間規程第10条に規定する祝日等をいう。以下同じ。）及びその代休日（勤務時間規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該祝日等に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないこと及び給与を減額しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第20条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額（以下この条において「勤務1時間当たりの給与額」という。）に正規の勤務時間を超えて勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100 分の 125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100 分の 135

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第9条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第2条第2項、第3条及び第6条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務するこ

とを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（理事長が別に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務（以下この条において「第1項勤務」という。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（第2項に規定する理事長が別に定める時間の勤務を除く。以下この条において「第2項勤務」という。）の時間の合計時間が、1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えてした第1項勤務及び第2項勤務の全時間に対して、第1項及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあつては、100分の150（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、100分の175）、第2項勤務にあつては、100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 勤務時間規程第11条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えてした第1項勤務及び第2項勤務の全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあつては、100分の150（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、100分の175）から第1項各号に規定する割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、第2項勤務にあつては、100分の50から第2項に規定する理事長が別に定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 5 前4項に規定する時間外勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、それぞれの給与期間の全時間数（時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分ごとにそれぞれ計算した時間数）により計算するものとし、この場合において1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

（休日勤務手当）

第21条 勤務時間規程第8条第3号に規定する祝日法による休日（勤務時間規程第2条第2項又は第6条第1項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、祝日法による休日が週休日に当たるときは、理事長が別に定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして理事長が別に定める日において勤務した職員についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第6条第1項又は第9条第1項の規定により、2暦日にわたり継続して勤務する職員が代休日を指定されたのち、当該代休日に勤務することを命ぜられ勤務した場合の休日勤務手当の支給については、理事長が別に定めをすることができる。

（夜間勤務手当）

第22条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第23条 前4条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における祝日等のうち日曜日又は土曜日に当たる日を除いた日数の合計に7時間45分を乗じて得

たものを減じたもので除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第24条 第12条に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規程第8条、第9条又は第10条の規定に基づく休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第12条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して理事長が別に定める勤務にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額とする。

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額とする。

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(入学試験問題作成手当)

第24条の2 入学試験問題作成手当は、入学者選抜に係る問題作成の業務に従事した職員には、入学試験問題作成手当を支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 学部に係る一般選抜及び特別選抜 1科目につき40,000円(ただし、複数の職員が作成した場合は、作成した人数で除した額(その額に100円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てた額)とする。)

(2) 看護学部編入試験 1科目につき20,000円(ただし、複数の職員が作成した場合は、作成した人数で除した額(その額に100円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てた額)とする。)

(3) 大学院に係る選抜 専攻ごとに1科目につき20,000円(ただし、複数の職員が作成した場合は、作成した人数で除した額(その額に100円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てた額)とする。)

(教員免許状更新講習手当)

第24条の3 職員が所定の勤務時間内に教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第9条の3の規定による免許状更新講習の講師の業務に従事した場合、当該職員には、教員免許状更新講習手当を支給する。

2 前項の手当の額は、1時間につき7,000円とする。

(期末手当)

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ次の各号に定める日(次条及び第27条においてこれらの日を「支給日」という。)に、同日におけるこの規程の規定による額を支給するものとし、支給日が日曜日、土曜日又は祝日等に当たる場合については、第8条第2項の規定を準用する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第1項第1号の規定により解雇となり、又は死亡した職員(第29条第7項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。)についても同様とする。

- (1) 6月1日を基準日とする期末手当 6月30日
- (2) 12月1日を基準日とする期末手当 12月10日
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち、理事長が別に定める職員（第28条において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6か月 100分の100
 - (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
 - (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
 - (4) 3か月未満 100分の30
- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇となり、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上の職員のうち理事長が別に定めるものおよび教育職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として理事長が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
（期末手当を支給しない場合）

第26条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第39条第2項の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第23条第1項第2号又は第3号の規定により解雇された職員。
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの。
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの。
（期末手当を一時差し止める場合）

第27条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、一時差止処分を受けたことを知った日から 60 日以内に、理事長に対し、異議を申し立てることができる。ただし、60 日経過後にあつては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して 1 年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（勤勉手当）

- 第 28 条** 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の勤務の状況に応じて、それぞれ第 25 条第 1 項に定める支給日に、同日におけるこの規程の規定による額を支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、若しくは就業規則第 23 条第 1 項第 1 号の規定により解雇され、又は死亡した職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第 5 項に規定する職員の勤務期間による割合（以下この条において「期間率」という。）を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 前項の職員のうち教員以外の職員 100 分の 105 に、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果に応じ、別に定める成績率を乗じて得た割合
- (2) 前項の職員のうち教員 100 分の 94.5（特定管理職員にあつては、100 分の 112.5）
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第 25 条第 4 項の規定は、第 2 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項」とあるのは「第 28 条第 3 項」と読み替えるものとする。
- 5 期間率は、基準日以前 6 か月以内の期間における勤務期間の区分に応じて、別表第 5 に定める割合とする。
- 6 前 2 条の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合に

において、第26条中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第28条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

- 7 事務職員に対する勤勉手当については、第1項中「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務の状況」とあるのは、「基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況」と読み替えて適用する。

（休職者の給与）

第29条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第15条第1項1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 4 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

- 5 職員が就業規則第15条第1項第3号又は第4号に掲げる事由のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、理事長が別に定めるところにより、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

- 6 就業規則第15条第1項各号の規定により休職にされた職員には、別段の定めがない限り、前5項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第25条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡したときは、理事長が別に定める日に、当該第2項、第3項又は第5項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。

- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第25条及び第26条の規定を準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは、「第29条第7項」と読み替えるものとする。

（育児休業等取得者の給与）

第30条 公立大学法人福岡県立大学職員育児休業等に関する規程（平成18年法人規程第22号。以下「育児休業規程」という。）の定めるところにより育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業をしている期間については、次号に定めるもののほか、給与を支給しない。

- (2) 6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（期末手当にあっては、理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。

- (3) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率

により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（第7条第3項に規定する理事長が別に定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

- (4) 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その期間の勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- (5) 育児短時間勤務をしている職員の給料月額、第6条及び第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に、育児休業規程第21条の規定により定められたその者の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。
- (6) 育児短時間勤務をしている職員が、第20条第1項第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第20条第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。
- (7) 育児短時間勤務をしている職員の第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、これらの規定にかかわらず、給料の月額、これに対する地域手当の月額並びに第3条に規定する手当のうち理事長が別に定める手当の額の合計額に12を乗じて得た額をイに掲げるものからロに掲げるものを減じて得たもので除して得た額とする。
- イ 1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの
- ロ 毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における勤務時間規程第8条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に、7時間45分に算出率を乗じて得たものを乗じて得たもの
- (8) 育児短時間勤務をしている職員に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第25条第3項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第25条第4項	給料の月額	給料月額を算出率で除して得た額
第25条第5項	理事長	育児短時間勤務をしている職員の勤務時間を考慮して理事長
第10条第2項	得た額	得た額に、勤務時間規程第2条2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額
第10条第2項	その額が給料月額	その額が給料月額（給与規定令和6年4月1日施行附則第2項の規定の適用を受ける職員については、当分の間、その額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。以下この項において同じ。）

- (9) 前8号に規定するもののほか、育児休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(介護休業等取得者の給与)

第31条 職員が公立大学法人福岡県立大学職員介護休業等に関する規程（平成18年法人規程第23号）に定めるところにより介護休業等をする場合には、その期間の勤務しない1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの給与を減額して給与を支給する。

2 前項に規定するもののほか、介護休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(報奨金)

第32条 教員のうち、勤務成績が優秀なものについては、報奨金を支給する。

2 報奨金の額、支給を受ける者の範囲及びその支給方法は、理事長が別に定める。

(特定の職員についての適用除外)

第33条 第20条、第21条及び第22条の規定は、第12条に規定する職にある職員には適用しない。

(派遣職員等の給与)

第34条 公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例（平成13年福岡県条例第50号）に基づき、福岡県から法人に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給与については、この規程の規定にかかわらず、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号。以下「県職員給与条例」という。）その他福岡県の関係規定の定めるところにより算定した額に相当する額を支給する。ただし、第12条に定める管理職手当及びこの規程に定めるその他の手当又は調整額について県職員給与条例に相当する手当がないときはこの規程による手当を支給する。

2 前項ただし書の場合において、派遣職員に対して管理職手当を支給するときは、県職員給与条例第21条に規定する時間外勤務手当は支給しない。

3 前2項の規定により、県職員給与条例その他の福岡県の関係規定に基づき派遣職員に給与を支給するに当たり、扶養手当その他の手当の認定を行う場合においては、これらの規定中「任命権者」とあるのは、「理事長」と読み替えて適用する。この場合において、派遣前に福岡県の任命権者によりこれらの認定を受けていたときは、派遣の際において特段の変更がない限り、当該認定の内容を引き継ぐものとする。

4 前3項に定めるもののほか、派遣職員に対する給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(端数計算)

第35条 第15条の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。第23条、第25条第4項及び第5項並びに第28条第2項及び第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

2 第25条第2項の期末手当基礎額又は第28条第2項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該期末手当基礎額又は勤勉手当基礎額とする。

3 第29条第2項から第5項までの規定による給料及び地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

(この規程の施行に関し必要な事項)

第36条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(承継教員に係る経過措置)

2 この規程の適用となる職員のうち、就業規則附則第3項に規定する承継職員（以下「承継職員」という。）の給料については、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）

の前日において、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和 32 年福岡県条例第 51 号。以下「学校職員給与条例」という。）に定める給料表に基づき、施行日の前日に受けていた職務の級及び号給の期間を、施行日に受ける職務の級及び号給の期間に通算する。

- 3 承継職員に係る初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、その法人の成立の日の前日に学校職員給与条例その他の福岡県の関係規定に基づき、福岡県の任命権者により認定を受けていた内容をもって、当該内容に変更がない限り、この規程により認定を受けたものとみなす。

（平成 18 年度における給料月額の特例）

- 4 職員の給料月額は、施行日から平成 19 年 3 月 31 日までの間において、第 6 条及び第 7 条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に 100 分の 2 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当（第 23 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額（以下「勤務 1 時間当たりの給与額」という。）の算出の基礎となる手当を含む。）の額、給料の調整額及び勤務 1 時間当たりの給与額（第 19 条に適用する場合を除く。）の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。

（平成 18 年度における管理職手当の額の特例）

- 5 管理職手当の支給を受ける職として指定された職（理事長が別に定めるものを除く。）を占める職員の管理職手当の額は、施行日から平成 19 年 3 月 31 日までの間において、第 12 条の規定にかかわらず、第 12 条の規定により支給されることとなる額から、当該額に、100 分の 4 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額は、同条の規定により支給されることとなる額とする。

（号給の切替え）

- 6 施行日の前日において福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 18 年福岡県条例第 27 号。以下「平成 18 年学校職員給与条例等一部改正条例」という。）による改正前の学校職員給与条例（以下「改正前の学校職員給与条例」という。）別表第 1 の給料表の適用を受けていた承継職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級（施行日の前日において改正前の学校職員給与条例によりその者が属していた職務の級をいう。以下同じ。）、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（理事長の定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第 1 に定める号給とする。

（最高号給を超える給料月額の特例）

- 7 施行日の前日において、学校職員給与条例別表第 1 の給料表に定める職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の新号給は、理事長が別に定める。

（施行日前の異動者の号給の調整）

- 8 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 9 承継職員で、この規程によりその者の受ける給料月額が施行日の前日において学校職員給与条例の規定により受けていた給料月額（公立大学法人福岡県立大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成 18 年法人規程第 14 号）。以下「改正規程」という。）の施行の日において適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員にあっては、当該給料月額に 100 分の 99.09 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（理事長が別に定める職員を除く。）

には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

給料表	職務 の 級	号 給
教育職	1 級	1 号給から 3 2 号給まで
給料表	2 級	1 号給から 1 2 号給まで

- 10 前項に規定する職員以外の承継職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 11 施行日以降に新たにこの規程による給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。
- 12 前 3 項の規定による給料を支給される職員に関する第 10 条第 1 項、第 12 条及び第 25 条第 5 項（第 29 条第 4 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第 10 条第 1 項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と附則第 9 項から附則第 11 項までの規定による給料の額との合計額」と、第 12 条及び第 25 条第 5 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第 9 項から附則第 11 項までの規定による給料の額との合計額」とする。
（給料の調整額の経過措置）
- 13 承継職員であって、第 10 条第 2 項の規定により給料の調整を行う職員の職を占める職員のうち、その者に係る調整基本額が理事長が別に定める経過措置基準額（改正規程の施行日の日において適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員にあっては、当該経過措置基準額に 1 0 0 分の 9 9. 7 5 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、同項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に、理事長が別に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

給料表	職務 の 級	号 給
教育職	1 級	1 号給から 3 2 号給まで
給料表	2 級	1 号給から 1 2 号給まで

（承継職員に係る経過措置）

- 14 附則第 9 項から第 11 項までの規定による給料を支給される職員に関する附則第 4 項の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第 9 項から附則第 11 項までの規定による給料の額との合計額」と、「第 6 条及び第 7 条」とあるのは「第 6 条及び第 7 条並びに附則第 9 項から附則第 11 項まで」と読み替えるものとする。
- 15 手当のうち、退職手当の算出の基礎となる給料月額については、前項の規定は適用しない。ただし、附則第 9 項から附則第 11 項までの規定による給料を支給される職員が公立大学法人福岡県立大学職員退職手当規程（平成 18 年法人規程第 17 号）附則第 7 項ただし書の規定の適用を受けるときは、この限りでない。
- 16 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理

事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 23 年 3 月 31 日までの間における管理職手当に関する経過措置)
- 2 附則第 9 項から附則第 11 項の規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号級の給料月額を超える職員についてのこの規程による改正後の公立大学法人福岡県立大学職員給与規程第 12 条の規定の適用については、平成 23 年 3 月 31 日までの間は、同条の規定中「職員の属する職務の級における最高の号級の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と附則第 9 項から附則第 11 項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 3 公立大学法人福岡県立大学職員給与規程（平成 18 年法人規程第 14 号）附則第 9 項から第 11 項の規定による給料を支給される職員に関する第 10 条第 1 項及び第 25 条第 5 項（第 30 条第 4 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第 10 条第 1 項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と附則第 9 項から附則第 11 項までの規定による給料の額との合計額」と、第 25 条第 5 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第 9 項から附則第 11 項までの規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 19 年 6 月 12 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 19 年 9 月 18 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公表の日から施行し、改正後の公立大学法人福岡県立大学職員給与規程の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。
ただし、第 15 条、第 19 条、第 20 条、第 25 条及び第 28 条の規定は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 7 日（以下、「公布日」という。）から施行する。ただし、別表第 1 から別表第 2 まで及び附則第 9 項の改正規定は平成 23 年 1 月 1 日から、公布日における改正後の第 25 条及び第 28 条の規定の改正規定は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、公布日における改正後の第 25 条第 2 項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（当該期間に管理職手当を支給される職員及び附則第 9 項の規定による給料を支給される職員を除く。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「調整対象職員」という。）となった者）であっては、その調整対象職員となった日）において調整対象職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（給与規程第 18 条第 2 項の理事長が別に定める額を除く。）、理事手当及び管理職手当の月額合計額に 100 分の 0.19 を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の属する月の末日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務 の 級	号 給
教育職	1 級	1 号給から 7 2 号給まで
	2 級	1 号給から 5 2 号給まで
	3 級	1 号給から 4 0 号給まで
	4 級	1 号給から 1 2 号給まで
事務職	1 級	1 号給から 9 6 号給まで
	2 級	1 号給から 3 7 号給まで
	3 級	1 号給から 4 号給まで

- (2) 平成 22 年 6 月 1 日において調整対象職員であった者に同月に支給された期末手

当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.19 を乗じて得た額

- (3) 平成 22 年 12 月 1 日において調整対象職員であった者の基準額及び同月に支給される勤勉手当の合計額に 100 分の 0.19 を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 23 年 3 月 24 日から施行し、平成 22 年度に実施された入学試験から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 23 年 12 月 7 日（以下、「公布日」という。）から施行する。ただし、別表第 1 から別表第 2 まで及び附則第 9 項の改正規定は平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

（平成 23 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成 23 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 25 条第 2 項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成 23 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（当該期間に附則第 9 項の規定による給料を支給される職員を除く。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「調整対象職員」という。）となった者）にあつては、その調整対象職員となった日）において調整対象職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（給与規程第 18 条第 2 項の理事長が別に定める額を除く。）、理事手当及び管理職手当の月額合計額に 100 分の 0.17 を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の属する月の末日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務 の 級	号 給
教育職	1 級	1 号給から 8 4 号給まで
	2 級	1 号給から 6 4 号給まで
	3 級	1 号給から 5 2 号給まで
	4 級	1 号給から 2 4 号給まで
事務職	1 級	1 号給から 1 0 8 号給まで
	2 級	1 号給から 4 9 号給まで
	3 級	1 号給から 1 6 号給まで

(2) 平成 23 年 6 月 1 日において調整対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.17 を乗じて得た額

(3) 平成 23 年 12 月 1 日において調整対象職員であった者の基準額及び同月に支給される勤勉手当の合計額に 100 分の 0.17 を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 3 月 23 日から施行し、第 3 条、第 5 条及び第 24 条の 3 については平成 23 年度に実施された教員免許状更新講習から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

- 2 改正前の公立大学法人福岡県立大学職員給与規程（法人規程第 14 号）第 16 条に規定していた次の各号に掲げる規定については、平成 27 年 3 月 31 日までの間、その効力を有する。この場合において、第 1 号中「4,500 円」とあるのは、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間にあっては「3,000 円」と、同年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間にあっては「1,500 円」とし、改正後の公立大学法人福岡県立大学職員給与規程（法人規程第 14 号）第 16 条第 3 項の適用にあたっては、同項中「第 1 項」及び「前項」とあるのはそれぞれ「第 1 項又は附則第 2 項第 1 号」、「附則第 2 項第 2 号又は前項」と読み替えるものとする。

(1) 世帯主である職員で自らの所有に係る住宅に居住するもの（理事長が別に定めるこれに準ずる者を含む。）には、月額 4,500 円の住居手当を支給する。

(2) 第 18 条第 1 項の規定により単身赴任手当を支給される職員（以下「単身赴任手当受給職員」という。）で、直前の住居につき前号の規定による住居手当を受給していたもののうち配偶者が当該住宅に引き続き居住している職員その他これに準ずる職員として理事長が特に必要があると認める職員には、前号に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の住居手当を支給する。ただし、単身赴任手当受給職員であって直前の住宅に配偶者が引き続き居住し、当該配偶者が前号の規定により当該住宅について住居手当を受給することとなるものその他の理事長が別に定める職員については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 25 年 9 月 25 日から施行する。

附則別表

旧号棒		旧級		1 級	2 級	3 級	4 級
		経過期間					
1	3 月未満			1	1	1	
	3 月以上 6 月未満			1	1	1	
	6 月以上 9 月未満			1	1	1	
	9 月以上 12 月未満			1	1	1	

	12 月以上		1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1	1	1
	12 月以上	1	1	1	1
3	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	1	1
	12 月以上	5	5	1	1
4	3 月未満	5	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	1	1
	12 月以上	9	9	1	1
5	3 月未満	9	9	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	2	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	3	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	4	1
	12 月以上	13	13	5	1
6	3 月未満	13	13	5	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	6	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	7	1
	9 月以上 12 月未満	16	16	8	1
	12 月以上	17	17	9	1
7	3 月未満	17	17	9	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	10	2
	6 月以上 9 月未満	19	19	11	3
	9 月以上 12 月未満	20	20	12	4
	12 月以上	21	21	13	5
8	3 月未満	21	21	13	5
	3 月以上 6 月未満	22	22	14	6
	6 月以上 9 月未満	23	23	15	7
	9 月以上 12 月未満	24	24	16	8
	12 月以上	25	25	17	9
9	3 月未満	25	25	17	9
	3 月以上 6 月未満	26	26	18	10
	6 月以上 9 月未満	27	27	19	11
	9 月以上 12 月未満	28	28	20	12
	12 月以上	29	29	21	13
10	3 月未満	29	29	21	13
	3 月以上 6 月未満	30	30	22	14
	6 月以上 9 月未満	31	31	23	15
	9 月以上 12 月未満	32	32	24	16
	12 月以上	33	33	25	17

11	3月未満	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
12	3月未満	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25
13	3月未満	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
14	3月未満	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
15	3月未満	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
16	3月未満	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	46	38
	6月以上9月未満	55	55	47	39
	9月以上12月未満	56	56	48	40
	12月以上	57	57	49	41
17	3月未満	57	57	49	41
	3月以上6月未満	58	58	50	42
	6月以上9月未満	59	59	51	43
	9月以上12月未満	60	60	52	44
	12月以上	61	61	53	45
18	3月未満	61	61	53	45
	3月以上6月未満	62	62	54	46
	6月以上9月未満	63	63	55	47
	9月以上12月未満	64	64	56	48
	12月以上	65	65	57	49
19	3月未満	65	65	57	49
	3月以上6月未満	66	66	58	50
	6月以上9月未満	67	67	59	51
	9月以上12月未満	68	68	60	52
	12月以上	69	69	61	53
20	3月未満	69	69	61	53

	3 月以上 6 月未満	70	70	62	54
	6 月以上 9 月未満	71	71	63	55
	9 月以上 12 月未満	72	72	64	56
	12 月以上	73	73	65	57
21	3 月未満	73	73	65	57
	3 月以上 6 月未満	74	74	66	58
	6 月以上 9 月未満	75	75	67	59
	9 月以上 12 月未満	76	76	68	60
	12 月以上	77	77	69	61
22	3 月未満	77	77	69	61
	3 月以上 6 月未満	78	78	70	62
	6 月以上 9 月未満	79	79	71	63
	9 月以上 12 月未満	80	80	72	64
	12 月以上	81	81	73	65
23	3 月未満	81	81	73	65
	3 月以上 6 月未満	82	82	74	66
	6 月以上 9 月未満	83	83	75	67
	9 月以上 12 月未満	84	84	76	68
	12 月以上	85	85	77	69
24	3 月未満	85	85	77	69
	3 月以上 6 月未満	86	86	78	70
	6 月以上 9 月未満	87	87	79	71
	9 月以上 12 月未満	88	88	80	72
	12 月以上	89	89	81	73
25	3 月未満	89	89	81	
	3 月以上 6 月未満	90	90	82	
	6 月以上 9 月未満	91	91	83	
	9 月以上 12 月未満	92	92	84	
	12 月以上	93	93	85	
26	3 月未満	93	93	85	
	3 月以上 6 月未満	94	94	86	
	6 月以上 9 月未満	95	95	87	
	9 月以上 12 月未満	96	96	88	
	12 月以上	97	97	89	
27	3 月未満	97	97	89	
	3 月以上 6 月未満	98	98	89	
	6 月以上 9 月未満	99	99	89	
	9 月以上 12 月未満	100	100	89	
	12 月以上	101	101	89	
28	3 月未満	101	101		
	3 月以上 6 月未満	102	102		
	6 月以上 9 月未満	103	103		
	9 月以上 12 月未満	104	104		
	12 月以上	105	105		
29	3 月未満	105	105		
	3 月以上 6 月未満	106	105		

	6 月以上 9 月未満	107	105		
	9 月以上 12 月未満	108	105		
	12 月以上	109	105		
30	3 月未満	109			
	3 月以上 6 月未満	110			
	6 月以上 9 月未満	111			
	9 月以上 12 月未満	112			
	12 月以上	113			
31	3 月未満	113			
	3 月以上 6 月未満	114			
	6 月以上 9 月未満	115			
	9 月以上 12 月未満	116			
	12 月以上	117			
32	3 月未満	117			
	3 月以上 6 月未満	118			
	6 月以上 9 月未満	119			
	9 月以上 12 月未満	120			
	12 月以上	121			
33	3 月未満	121			
	3 月以上 6 月未満	122			
	6 月以上 9 月未満	123			
	9 月以上 12 月未満	124			
	12 月以上	125			
34	3 月未満	125			
	3 月以上 6 月未満	126			
	6 月以上 9 月未満	127			
	9 月以上 12 月未満	128			
	12 月以上	129			
35	3 月未満	129			
	3 月以上 6 月未満	129			
	6 月以上 9 月未満	129			
	9 月以上 12 月未満	129			
	12 月以上	129			

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 26 年 12 月 25 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 28 条第 2 項の改正規定は平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正前の規定に基づき支給された給与は、改正後の規定に基づく給与の内払とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の公立大学法人福岡県立大学職員給与規程（法人規程第 14 号）（以下「改正後の給与規程」という。）第 7 条第 5 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以降の勤務成績に応じて行う昇給から適用する。

(給与の切替えに伴う経過措置の廃止)

- 2 この規程の施行日から平成 18 年 4 月 1 日施行附則第 9 項から第 12 項に定める給料切替えに伴う経過措置は廃止する。
(給料の切替えに伴う経過措置廃止に伴う経過措置)
- 3 承継職員で、この規程の施行日の前日において前項の規定による改正前の公立大学法人福岡県立大学職員給与規程（法人規程第 14 号）（以下「改正前の給与規程」という。）平成 18 年 4 月 1 日施行附則第 9 項の規定による給料の支給を受けていたものには、その者の受ける給料月額のほか、経過措置基準額（施行日の前日において支給を受けていた給料月額と同項に規定する差額に相当する額との合計額からその者の受ける給料月額を減じた額（零を上回るものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）から次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を減じた額を給料として支給する。ただし、当該減ずる額が経過措置基準額以上となるときは、この規定による給料は支給しない。
 - (1) 施行日から平成 28 年 3 月 31 日まで 経過措置基準額に 3 分の 1 を乗じて得た額(1 円未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てた額とし、その額が 3,000 円を超える場合は 3,000 円とする。)
 - (2) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで 経過措置基準額に 3 分の 2 を乗じて得た額(1 円未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てた額とし、その額が 6,000 円を超える場合は 6,000 円とする。)
 - (3) 平成 29 年 4 月 1 日以降 施行日以降の期間について、経過した年数 1 年につき 3,000 円を乗じて得た額に 3,000 円を加算した額
- 4 前項に規定する職員以外の承継職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 この規程の施行日の前日に改正前の給与規程平成 18 年 4 月 1 日施行附則第 9 項の規定による給料の支給を受けていない職員のうち、異動又は任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、理事長が別に定めるところにより、第 2 項の規定に準じて、給料を支給する。
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、平成 32 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 7 前 4 項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の給与規程第 25 条第 4 項(改正後の給与規程第 28 条第 4 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、改正後の給与規程第 25 条第 4 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と改正後の給与規程平成 27 年 4 月 1 日施行附則第 3 項から附則第 6 項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 8 前 5 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 2 月 8 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の規定に基づき支給された給与は、改正後の規定に基づく給与の内払とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 12 月 20 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。た

だし、第13条及び第14条の規定は平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の規定に基づき支給された給与は、改正後の規定に基づく給与の内払とする。
(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の公立大学法人福岡県立大学職員給与規程(法人規程第14号)第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である配偶者」という。)については1万円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族である父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む)。」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)(3) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至った場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年12月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、第15条の規定は平成30年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の規定に基づき支給された給与は、改正後の規定に基づく給与の内払とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 30 年 12 月 20 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 17 条の規定は平成 31 年 1 月 1 日から適用し、第 13 条及び第 14 条並びに第 25 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の規定に基づき支給された給与は、改正後の規定に基づく給与の内払とする。
(平成 32 年 3 月 31 日までの間における通勤手当に関する特例)
- 3 平成 31 年 1 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間における改正後の公立大学法人福岡県立大学職員給与規程（法人規程第 14 号）第 17 条第 2 項第 2 号の規定の適用については、同号中「ロ イに掲げる職員以外の職員 3,100 円に片道の自動車等の使用距離 2 キロメートル以上の距離 2 キロメートルにつき 1,100 円を加算した額」とあるのは、「ロ 自動車等の使用距離が片道 2 キロメートル以上 54 キロメートル未満である職員 3,100 円に片道の自動車等の使用距離 2 キロメートル以上の距離 2 キロメートルにつき 1,100 円を加算した額 ハ イ及びロに掲げる職員以外の職員 31,800 円に片道の自動車等の使用距離 54 キロメートル以上の距離 2 キロメートルにつき 1,200 円を加算した額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年 12 月 19 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 16 条の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正前の規定に基づき支給された給与は、改正後の規定に基づく給与の内払とする。
(住居手当に関する経過措置)
- 3 第 16 条の改正規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）から令和 4 年 3 月 31 日までの間、改正前の公立大学法人福岡県立大学職員給与規程（法人規程第 14 号）第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定（以下「改正前の規程」という。）により算出される住居手当の月額に相当する額から改正後の公立大学法人福岡県立大学職員給与規程（法人規程第 14 号）第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定（以下「改正後の規程」という。）により算出される住居手当を減じた額が零を上回ることとなる職員に対しては、改正後の規程にかかわらず、改正後の規程により算出される住居手当の月額に相当する額に次号以下に定める額を加算した額の住居手当を支給する。
 - (1) 一部施行日から令和 3 年 3 月 31 日まで
改正前の規程による住居手当の月額に相当する額から改正後の規定による住居手当の月額に相当する額を減じた額に 2 分の 1 を乗じて得た額
 - (2) 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
改正前の規程による住居手当の月額に相当する額から改正後の規定による住居手当の月額に相当する額を減じた額に 4 分の 1 を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 2 年 11 月 24 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年11月26日から施行する。

附 則（令和3年11月26日改正）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日改正）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年12月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- (給与の内払)
- 2 改正前の規定に基づき支給された給与は、改正後の規定に基づく給与の内払とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年12月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- (給与の内払)
- 2 改正前の規定に基づき支給された給与は、改正後の規定に基づく給与の内払とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（第4項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第7条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 教員
 - (2) 公立大学法人福岡県立大学管理監督職勤務上限年齢による降任に関する規則（令和6年法人規則第174号）第4条の規定により、同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された就業規則第12条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- 4 就業規則第12条の2第1項に規定する管理監督職以外の職への降任をされた職員であって、当該降任をされた日（以下この項及び第6項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に第2項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当す

る額を給料として支給する。

- 5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計が第6条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第2項の規定の適用を受ける職員に限り、第4項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 7 育児短時間勤務をしている職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額に、育児休業規程第21条の規定により定められたその者の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額」とする。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和6年9月26日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年12月19日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正前の規定に基づき支給された給与は、改正後の規定に基づく給与の内払とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第26条及び第27条の規定は、令和7年6月1日から施行する。
（号給の切替え）
- 2 施行日の前日において改正前の公立大学法人福岡県立大学職員給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）別表第1又は別表第2の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（同表において「新号給」という。）は、施行日前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。
（施行日において昇格又は昇給する職員の号給の切替えに関する経過措置）
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日において改正前の給与規程別表第1又は別表第2の給料表の適用を受けていた職員であつて施行日において第7条の規定に基づき昇格又は昇給をする者の号給は、施行前の給与規定を適用して昇格又は昇給した後の号給に応じて附則別表に定める号給とする。
（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）
- 4 施行日から令和8年3月31日までの間における改正後の公立大学法人福岡県立大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）第13条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障がい者」とあるのは「(5) 重度心身障がい者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級

が4級であるものにあつては零円)とする」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

- 5 改正後の給与規程第18条の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(理事長への委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置)

- 7 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の給与規程第27条第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附則別表(附則第2項関係)号給の切替表

イ 教育職給料表(別表第1)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	2
24	12	8	2
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	3
28	16	12	3
29	17	13	3

30	18	14	3
31	19	15	4
32	20	16	4
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	5
36	24	20	5
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	6
40	28	24	6
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	7
44	32	28	7
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	8
48	36	32	8
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	9
52	40	36	9
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	10
56	44	40	10
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	11
60	48	44	11
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	12
64	52	48	12
65	53	49	12
66	54	50	12
67	55	51	13
68	56	52	13
69	57	53	13
70	58	54	13
71	59	55	14
72	60	56	14
73	61	57	14
74	62	58	14
75	63	59	14

76	64	60	15
77	65	61	15
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

ロ 事務職給料表（別表第2）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1

13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46

59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90	86	86	
95	91	87	87	
96	92	88	88	
97	93	89	89	
98	94	90	90	
99	95	91	91	
100	96	92	92	
101	97	93	93	
102	98	94	94	
103	99	95	95	
104	100	96	96	

105	101	97	97	
106	102	98		
107	103	99		
108	104	100		
109	105	101		
110	106	102		
111	107	103		
112	108	104		
113	109	105		
114	110	106		
115	111	107		
116	112	108		
117	113	109		
118	114	110		
119	115	111		
120	116	112		
121	117	113		
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			
126	122			
127	123			
128	124			
129	125			
130	126			
131	127			
132	128			
133	129			
134	130			
135	131			
136	132			
137	133			
138	134			
139	135			
140	136			
141	137			

別表第1（第6条関係）教育職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	261,400	340,300	393,600	461,300
2	263,600	341,900	395,300	470,100
3	265,700	343,500	396,700	478,500
4	267,600	345,000	398,000	486,600
5	269,400	346,500	399,200	494,900
6	270,900	348,100	400,200	502,600
7	272,400	349,700	401,200	509,900
8	273,900	351,300	402,200	516,900
9	275,700	352,700	403,100	523,600
10	277,700	354,700	404,200	529,800
11	279,700	356,700	405,300	534,500
12	281,700	358,700	406,400	538,000
13	283,700	360,500	407,500	541,500
14	285,900	362,100	408,600	544,700
15	288,000	363,700	409,700	547,700
16	290,100	365,300	410,800	550,200
17	292,000	366,600	411,900	552,300
18	294,700	368,100	413,000	
19	297,400	369,500	414,100	
20	300,000	370,800	415,300	
21	302,600	372,100	416,300	
22	305,000	373,300	417,400	
23	307,400	374,500	418,500	
24	309,600	375,600	419,700	
25	311,800	376,700	420,600	
26	313,800	378,100	421,700	
27	315,800	379,400	422,800	
28	317,800	380,700	423,800	
29	319,800	382,000	424,800	
30	321,700	383,300	425,900	
31	323,600	384,600	427,000	
32	325,500	385,900	428,100	
33	327,300	387,200	429,100	
34	329,200	388,400	430,300	

35	331,100	389,600	431,500	
36	333,000	390,700	432,700	
37	334,700	391,800	433,400	
38	335,900	393,000	434,300	
39	337,000	394,100	435,200	
40	338,100	395,200	436,000	
41	338,700	396,300	436,800	
42	339,100	397,500	437,700	
43	339,500	398,700	438,600	
44	339,900	399,800	439,400	
45	340,500	400,800	440,100	
46	341,000	401,800	441,000	
47	341,500	402,800	442,000	
48	341,900	403,700	442,900	
49	342,300	404,900	443,800	
50	342,700	406,300	444,700	
51	343,100	407,700	445,700	
52	343,500	409,100	446,600	
53	343,900	409,900	447,600	
54	344,300	410,900	448,600	
55	344,700	411,900	449,500	
56	345,100	413,000	450,500	
57	345,500	413,900	451,400	
58	345,900	414,700	452,300	
59	346,300	415,500	453,200	
60	346,700	416,200	454,200	
61	347,100	416,900	455,000	
62	347,500	417,800	455,400	
63	347,900	418,600	456,000	
64	348,300	419,200	456,600	
65	348,700	419,800	457,200	
66	349,100	420,200	457,900	
67	349,500	420,500	458,200	
68	349,900	420,800	458,800	
69	350,300	421,100	459,200	
70	350,800	421,400	459,500	
71	351,200	421,600	459,800	
72	351,600	421,900	460,100	

73	351,900	422,100	460,400	
74	352,400	422,400		
75	352,800	422,700		
76	353,200	423,000		
77	353,600	423,200		
78	354,100	423,400		
79	354,600	423,700		
80	355,100	424,000		
81	355,600	424,200		
82	356,300	424,500		
83	357,000	424,800		
84	357,700	425,100		
85	358,300	425,300		
86	358,900	425,600		
87	359,500	425,900		
88	360,100	426,100		
89	360,600	426,300		
90	361,000	426,600		
91	361,400	426,900		
92	361,800	427,100		
93	362,200	427,300		
94	362,600			
95	363,100			
96	363,500			
97	364,100			
98	364,600			
99	365,000			
100	365,500			
101	365,900			
102	366,400			
103	366,700			
104	367,100			
105	367,600			
106	368,000			
107	368,500			
108	369,000			
109	369,400			
110	369,900			

111	370,300			
112	370,700			
113	371,100			
114	371,500			
115	371,900			
116	372,300			
117	372,700			
118	373,100			
119	373,500			
120	373,900			
121	374,200			
122	374,600			
123	375,100			
124	375,400			
125	375,800			
126	376,300			
127	376,800			
128	377,200			
129	377,600			

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第2（第6条関係）事務職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	391,200
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	393,700
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	396,200
25	220,000	262,200	292,400	334,200	359,900	398,600
26	221,700	263,300	293,400	336,100	361,700	400,900
27	223,000	264,200	294,400	337,800	363,400	403,100
28	224,300	265,400	295,500	339,400	365,100	405,400
29	225,600	266,400	296,600	340,900	366,500	407,200
30	226,700	267,500	297,800	342,500	367,800	409,200
31	227,800	268,800	298,900	344,100	369,000	411,000
32	228,900	269,900	300,100	345,700	370,400	412,800
33	230,000	270,800	301,300	347,400	373,700	414,700
34	231,100	271,800	302,600	349,200	375,600	416,500

35	232,200	272,800	303,900	351,000	377,500	418,300
36	233,300	273,600	305,200	352,800	379,500	420,200
37	235,600	274,800	306,500	354,300	381,000	422,000
38	237,100	276,000	307,800	355,700	382,800	423,500
39	238,600	277,000	309,100	357,100	384,600	425,000
40	240,000	278,000	310,400	358,500	386,100	426,600
41	241,300	279,000	311,400	360,000	387,800	428,200
42	242,700	280,200	313,100	360,800	389,200	429,400
43	244,000	281,400	314,800	361,800	390,700	430,700
44	245,300	282,400	316,300	362,800	392,200	431,900
45	246,200	283,900	317,800	365,700	393,600	433,100
46	247,300	285,200	319,700	367,000	394,800	434,400
47	248,300	286,300	321,600	368,400	396,000	435,700
48	249,400	287,500	323,300	369,700	397,100	436,900
49	250,600	288,600	324,900	371,000	398,200	438,000
50	251,800	290,100	326,600	371,900	399,400	438,800
51	253,000	291,400	328,300	373,000	400,600	439,600
52	254,000	292,600	330,100	374,000	401,700	440,400
53	254,900	293,800	331,400	374,800	402,400	440,900
54	256,000	295,300	333,300	375,700	403,000	441,600
55	257,000	296,400	335,100	376,600	403,700	442,300
56	257,900	297,700	337,100	377,500	404,300	443,000
57	258,900	298,900	339,000	378,400	404,900	443,800
58	259,800	300,300	340,900	379,200	405,500	444,600
59	260,700	301,600	342,800	380,000	406,000	445,000
60	261,400	303,000	344,700	380,700	406,300	445,600
61	262,300	304,100	346,500	381,400	406,700	446,100
62	262,800	305,500	348,400	382,000	407,000	446,500
63	263,300	306,900	350,100	382,600	407,300	446,900
64	263,900	308,000	351,900	383,300	407,600	447,300
65	264,800	309,400	353,400	383,800	407,900	447,700
66	265,500	310,800	354,800	384,400	408,200	448,100
67	266,100	312,200	356,300	385,000	408,500	448,500
68	266,600	313,600	357,700	385,700	408,800	448,800
69	267,100	314,300	359,300	386,100	409,100	449,100
70	268,100	315,500	360,100	386,800	409,400	449,500
71	269,200	316,800	361,300	387,400	409,700	449,800
72	270,200	318,200	362,300	388,000	409,900	450,100

73	271,100	319,500	363,200	388,400	410,200	450,400
74	272,100	321,100	364,300	389,000	410,500	
75	273,100	322,700	365,200	389,600	410,800	
76	274,100	324,000	366,200	390,200	411,100	
77	274,900	325,600	367,100	390,600	411,300	
78	275,700	326,700	367,800	391,100	411,600	
79	276,600	327,900	368,500	391,600	411,900	
80	277,500	329,000	369,200	392,200	412,200	
81	278,400	329,700	369,600	392,500	412,400	
82	279,100	330,600	370,200	392,900	412,700	
83	280,000	331,300	370,800	393,300	413,000	
84	280,900	332,000	371,500	393,700	413,200	
85	281,600	332,900	371,800	394,000	413,400	
86	282,300	333,300	372,500	394,300	413,700	
87	283,200	334,000	373,100	394,600	414,000	
88	284,100	334,700	373,800	394,900	414,200	
89	284,800	335,500	374,100	395,100	414,400	
90	285,600	336,100	374,700	395,400	414,700	
91	286,500	336,800	375,300	395,700	415,000	
92	287,400	337,500	375,900	395,900	415,200	
93	288,600	338,100	376,300	396,100	415,400	
94		338,700	376,800	396,400	415,700	
95		339,100	377,500	396,700	416,000	
96		339,700	378,100	396,900	416,200	
97		340,000	378,500	397,100	416,400	
98		340,500	379,000	397,400		
99		340,900	379,600	397,700		
100		341,400	380,100	397,900		
101		341,800	380,600	398,100		
102		342,300	381,200	398,400		
103		342,700	381,700	398,700		
104		343,200	382,000	398,900		
105		343,500	382,400	399,100		
106		343,900	382,900	399,400		
107		344,300	383,300	399,700		
108		344,700	383,700	399,900		
109		345,000	384,100	400,100		
110		345,400	384,600	400,400		

111		345,900	385,000	400,700		
112		346,300	385,400	400,900		
113		346,600	385,700	401,100		
114		346,900	386,100			
115		347,400	386,500			
116		347,800	386,900			
117		347,900	387,200			
118		348,400	387,600			
119		348,800	388,000			
120		349,100	388,300			
121		349,400	388,600			
122		349,800	389,000			
123		350,200	389,300			
124		350,600	389,600			
125		351,100	389,900			
126		351,500	390,200			
127		351,900	390,500			
128		352,300	390,800			
129		352,800	391,100			
130		353,200	391,400			
131		353,500	391,700			
132		353,800	392,000			
133		354,300	392,200			
134			392,500			
135			392,800			
136			393,000			
137			393,200			
138						
139						
140						
141						

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第3（第6条第2項関係）級別標準職務表

イ 教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1 級	大学の助教及び助手の職務
2 級	大学の講師の職務
3 級	大学の准教授の職務
4 級	大学の教授の職務

ロ 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1 級	主事の職務
2 級	主任の職務
3 級	主査の職務
4 級	班長又は企画主査の職務
5 級	部長代理又は企画主幹の職務
6 級	部長の職務

別表第4（第10条第2項関係）調整基本額表

ア 教育職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	10,500円
2 級	11,900円
3 級	12,700円
4 級	15,000円

別表第5（第28条第5項関係）

勤務期間	割合
6 か月	100 分の 100
5 か月 15 日以上 6 か月未満	100 分の 95
5 か月以上 5 か月 15 日未満	100 分の 90
4 か月 15 日以上 5 か月未満	100 分の 80
4 か月以上 4 か月 15 日未満	100 分の 70
3 か月 15 日以上 4 か月未満	100 分の 60
3 か月以上 3 か月 15 日未満	100 分の 50
2 か月 15 日以上 3 か月未満	100 分の 40
2 か月以上 2 か月 15 日未満	100 分の 30
1 か月 15 日以上 2 か月未満	100 分の 20
1 か月以上 1 か月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 か月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
0	0